

# 保存

橋本市立橋本小学校

## 気象警報発令時における児童の対応について

1.橋本市に「レベル3大雨警報」、「レベル3氾濫警報」、「レベル3土砂災害警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」以上のいずれかの警報が発令されている場合

- (1)上記の警報が午前6時の時点で発令されている場合は、小・中学校は臨時休業とし、児童生徒は家庭学習とする。
- (2)上記の警報が午前8時30分（始業）までに発令された場合は、小・中学校は臨時休業とし、児童生徒は家庭学習とする。既に登校している児童生徒は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。
- (3)上記の警報が午前8時30分以降に発令された場合は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。今後の天気の見通しを確認し、児童生徒の給食についても児童

生徒の安全を優先し判断する。

- (4)翌日に上記の警報発令が予想される場合は、前日に小・中学校の臨時休業を決定することがある。学校が臨時休業の場合は、児童生徒は家庭学習とする。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

図1：新たな防災気象情報の情報体系とその名称

2.橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1)児童生徒が登校するまでに上記の地震が発生した場合は、発生した当日は小・中学校を臨時休業とする。被害状況及び学校・地域の安全を確認し、児童生徒の登校については、各校からメール等で連絡する。

\*橋本市教育委員会では、気象警報発令時等に、お子様の生命を守り、安全・安心を確保するために、令和7年度から橋本市立小・中学校として統一した基準を設けました。令和8年5月29日から防災気象情報の運用が開始されますので再度お知らせします。

★警報発令の情報は、下の■の方法で調べることができます。児童の登校については、各家庭で判断し対応いただきますようよろしくお願いいたします。

■テレビのデータ放送 ■気象庁 HP <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

■和歌山地方気象台 073-422-1328 ■「防災わかやま」メール配信サービス

☆標記の件に関して、ご不明な点があれば、小学校までお問い合わせください。なお、本規定は、ご家庭で目にふれるところに掲示いただきますようよろしくお願いいたします。橋本小学校 (Tel32-0059)

☆一斉メール配信への返信や、メール・電話での問い合わせ等は、緊急時につき、対応しかねますのでご遠慮ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。